

平成 27 年 12 月 22 日

各 位

株式会社アーネストワン
代表取締役社長 松林 重行

当社に対する公正取引委員会の勧告について

本日、株式会社アーネストワン（以下、「当社」といいます。）は、公正取引委員会から「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下、「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）第 3 条第 1 号後段に掲げる行為があったとして、同法第 6 条第 1 項に基づく勧告を受けました。

この度は、対象のお取引様をはじめご関係の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

当社におきましては、今回の勧告を真摯に受け止め、再発防止のため勧告内容及び消費税転嫁対策特別措置法について社内研修等を通じて周知徹底を行い、法令遵守の体制整備に努めてまいります。

以 上